

趣旨

(参考) 1月19日 環境審議会資料再掲

令和3年5月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、この中で市町村は地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）を定めることが努力義務（令和4年4月1日施行）とされた。

都道府県は省令に従い促進区域の設定に関する基準を定めることができることとされたことから、本県では、2050ゼロカーボンに向け、地域と調和した再生可能エネルギーを促進するため、促進区域の設定に関する基準（以下「県基準」という）を策定する。

県基準（案）

市町村が取り組む「地域脱炭素化促進事業」の推進に資するよう県基準を策定

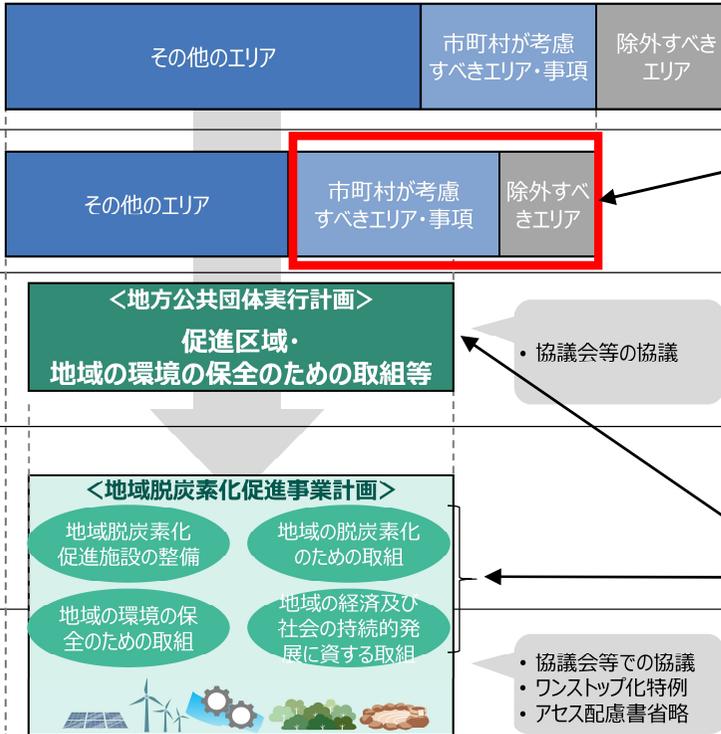
地域脱炭素化促進事業の促進のために実施すべき事項等

出典：環境省 改正温暖化対策推進法施行検討会取りまとめ資料

- 地域脱炭素化促進事業の促進のため、地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ導入目標を設定した上で、その実現に向け、環境保全に係るルールに則って、促進区域等を設定することを通じ、円滑な地域合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組み。
- 地域脱炭素化促進事業の促進に当たって実施すべき事項は、以下の通り。

実施すべき事項 実施主体 実施すべき事項のイメージ

- 1. 国の環境保全に係る基準の設定(環境省令)**
国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定める。
- 2. 都道府県の環境配慮基準の設定**
都道府県は、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県の環境配慮基準を定める。
- 3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定**
市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に置き、国・都道府県の基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を設定する。
- 4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定**
事業者は、促進区域において整備する施設の種類・規模や「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の内容等を「地域脱炭素社会促進事業計画」として作成・申請する。
- 5. 地域脱炭素化促進事業の認定**
事業者から提出された地域脱炭素化促進事業計画について、市町村が上記3の事項との適合性等を審査し、事業を認定する。



県基準の構成(案)

① 基本的考え方

県基準設定の趣旨、地域と調和した再生可能エネルギーを推進する指針・メッセージ等を示す

② 環境配慮の区域

促進区域の県基準として、環境省令に則して「A 一律に除外する区域」「B 配慮が必要な区域」を示す

③ 配慮が必要な事項

促進区域の県基準として、環境省令に則して、配慮が必要な事項を示す

④ 地域脱炭素化促進事業の例示

市町村が積極的に「地域脱炭素化促進事業」として、推進すべき事業や区域の例を示す

- ・ 協議会等での協議
- ・ ワンストップ化特例
- ・ アセス配慮書省略

県基準の基本的事項

対象となる再生可能エネルギーの種類

太陽光発電

- ・長野県の再生可能エネルギーの現状を鑑み、まずはポテンシャルの高い太陽光発電を県基準の対象とする。
- ・県内で課題事例も多く、速やかに地域と調和した促進がより望まれるため。

※太陽光発電以外の再生可能エネルギー種についても、R4年度中を目途に、追って県基準を策定予定

対象となる規模

全ての規模について対象とする

(ただし、建物屋根上に設置するものを除く)

課題となる太陽光設備について、規模の差はないため、県基準では全てを対象規模とする

(参考) 環境省令における県で定める基準の規模

- ・県基準で定めなければならない規模【4万kW以上】
- ・任意で定められる規模【4万kW未満で任意の規模】

促進区域の設定手順

国

促進区域から除外する区域

市町村が配慮すべき区域・事項

- ▶ 事業実施における共通配慮事項
- ▶ その他、配慮すべき事項

促進区域の設定にはこれらの事項を考慮すること

県

促進区域から除外する区域

環境配慮が必要な区域

環境配慮が必要な事項

促進区域・地域脱炭素化事業として望ましい区域・取組例

この区域を市町村は
促進区域に設定できない

- ▶ 促進区域設定に際し、配慮が必要な区域
- ▶ 事業実施に際し、配慮が必要な区域

これら区域を市町村は促進区域に設定できるが、その場合には、県基準で定めた「**環境配慮の考え方**」を市町村が実行計画上で「**環境保全のための取組**」と位置付け、事業者に取り組みを求める

市町村

- ・市町村は国（環境省令）と県の基準に基づき、促進区域等を設定
- ・市町村は国、県の基準に加えて環境、社会的配慮の視点で「**環境保全のための取組**」を設定可能

促進区域の設定

①基本的な考え方

I 長野県の地域特性を踏まえた安心・安全な再生可能エネルギーの推進

- ・市町村が設定した促進区域内で行われる再エネ事業が、災害を誘発し、地域の安心・安全を脅すことはあってはならない。
- ・気候変動に伴い災害が激甚化する中、災害の恐れがある区域での再エネ事業は促進しない。

「砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険地区、斜度30度以上の斜面」などの災害の恐れがある区域については、一律に促進区域から除外

II 長野県を特長づける多様な自然的社会的機能を持つ森林の役割を重視した再生可能エネルギーの推進

- ・森林が持つ多様な役割（吸収源、水源、防災、景観、触れ合いの場など）をより重視し、森林伐採等を伴う太陽光発電について促進しない。

地域森林計画対象森林を「促進区域から除外する区域」に位置付け、森林伐採を伴う太陽光発電事業については促進しない姿勢を明確化

III 長野県の重要な産業である農業を支える農地の役割を考慮した再生可能エネルギーの推進

- ・優良な農地（農用地域内、甲種、第1種）は、本来の役割である農地としての活用を推進。
- ・再生困難な荒廃農地については、周囲の営農や景観への影響を十分に配慮した上で、再エネを推進。

**生産性の高い優良な農地は「促進区域から除外する区域」に位置付け
再生困難な荒廃農地の一部は、環境配慮の上で再エネ推進に活用**

IV 長野県の自然豊かな景観・眺望と調和した再生可能エネルギーの推進

- ・長野県は自然豊かな環境、重要な文化財などを多く持ち、豊かな景観・眺望を多く有している。
- ・再エネの推進に当たっては、これら自然・文化財が生み出す景観・眺望との調和が重要。

景観への影響が懸念される場合には、敷地境界からの5mの離隔及び植栽等の実施を「環境配慮の事項」に位置付け

② 環境配慮が必要な区域

促進区域から除外する区域

国基準（環境省令）で定める区域（案）

- ・原生自然環境保全地域※、自然環境保全地域※（自然環境保全法）
 - ・特別保護地区、第1種特別地域（自然公園法）
 - ・国指定鳥獣保護区の特別保護地区（鳥獣保護管理法）
 - ・生息地等保護区の管理地区※（種の保存法）
- ※県内該当なし

県で定める区域

赤字の区域については、環境省令では「配慮が必要な区域」だが、県基準ではこれらを引き上げて「促進区域から除外する区域」に設定する。

水源

- ・水道水源保全地区（長野県水環境保全条例）
- ・水資源保全地域（長野県の豊かな水資源の保全に関する条例）

防災

- ・砂防指定地（砂防法、砂防指定地管理条例）
- ・地すべり防止区域（地すべり等防止法）
- ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
- ・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）
- ・山地災害危険地（林野長官通達）
- ・土砂災害危険箇所（国土交通省通達）
- ・河川区域（河川法）

農地

- ・農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地（農地法）

自然
地

- ・自然環境保全地域 特別地区（長野県自然環境保全条例）
- ・第1種、第2種、第3種特別地域（長野県立自然公園条例・自然公園法）
- ・県指定鳥獣保護区の特別保護地区（鳥獣保護管理法）
- ・希少野生動植物生息地保護区（長野県希少野生動植物保護条例）

森
林

- ・保安林、地域森林計画対象森林（森林法）
- ・森林整備保全重点地域（長野県ふるさと森林づくり条例）

景
観
・
文
化
財

- ・風致地区（都市計画法）
- ・歴史的風致維持向上計画で定める重点区域（歴史まちづくり法）
- ・伝統的建造物群保存地区（文化財保護法）

配慮が必要な区域

促進区域設定に際し、配慮が必要

- 土壌
 - ・要措置区域、形質変更時届出区域（土壌対策汚染法）
- 防災
 - ・河川保全区域（河川法）
 - ・土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）
- 自然
地
 - ・郷土環境保全地域（長野県自然環境保全条例）
- 景
観
 - ・景観育成重点地域、眺望点（景観法、長野県景観条例）
- 計
画
都
市
 - ・地区計画の区域（都市計画法）

事業実施に際し、配慮が必要

- 歴史
・文化
 - ・周知の埋蔵文化財包蔵地
 - ・史跡・名勝・天然記念物指定地
 - ・重要文化的景観（文化財保護法）
- 都
市
等
 - ・用途地域のうち住居専用地域
 - ・公園及びその周辺
 - ・学校及びその周辺 など

これら区域を市町村は促進区域に設定できるが、県基準で定めた「環境配慮の考え方」を市町村が実行計画上で「環境保全のための取組」と位置付け、事業者に取り組みを求めなければならない

③ 配慮が必要な事項

▶ 事業実施における共通配慮事項

県内での今までの太陽光発電の支障事例等を参考に、促進区域内で行われる事業へ求める基準を明確化

- ・斜度**30度以上**の斜面については、事業区域に含めないようにすること。
- ・騒音、反射光、景観への影響が懸念される場合には、住宅・道路敷地境界から事業区域を概ね**5 m以上**隔離及び**植栽等を施す**こと。

▶ その他、配慮すべき事項（主なものを抜粋）

促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項 (環境省令で定められた区分)	適正な配慮のための考え方
騒音による影響	パワーコンディショナ等への囲いや、保全対象施設との境界部に壁等を設置するなどの防音対策を講ずること。
水の濁りによる影響	事業実施の検討に当たっては、雨水の流出量や浸透・涵養量の変化について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、水質や水象への影響を回避又は低減すること。
重要な地形及び地質への影響	事業区域内に注目すべき地形・地質のうち極めて価値のあるものがある場合には、その周辺環境も保全し、周囲と一体に残存させるよう事業を行うこと。
土地の安定性への影響	土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒特別区域の上流域に事業区域がある場合は、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため事業区域から外すよう検討すること。
反射光による影響	住宅の窓に反射光が差し込むなど、保全対象施設等への影響が懸念される場合は、反射光の原因となるアレイについて、向きを調整したり、可能な場合は配置を調整して、影響が軽減されるよう対策を講ずること。
植物の重要な種及び重要な群落への影響	注目すべき個体、集団、種及び群落のうち極めて価値の高いものが分布する場合は、原則としてその育成場所事業区域から除外すると共に、その育成環境の保全に必要な条件（水象、日照等）を確保するなどにより、将来わたって残存させること。
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	注目すべき種及び個体群のうち極めて価値の高いものが分布する場合は、原則としてその生息場所、生息環境を事業区域から除外すること。
地域を特徴づける生態系への影響	事業区域に普通地域が含まれる場合には、自然風景の主要構造物など保全や眺望の対象に著しい影響を及ぼさないこと。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	眺望点や稜線、斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避け、やむを得ずそのような場所を選定する場合は、違和感が生じないように施工方法を工夫し、設置の高さを極力抑える、低反射や低明度・低彩度のものにするなど周辺景観との調和に配慮すること。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	事業区域内に自然との触れ合いの活動の場が含まれる場合は、その改変面積をできるだけ小さくすること。
その他都道府県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項	検討した環境配慮の対策について定期的に状態を確認するなど、適切な維持管理計画及び体制を検討すること。また、事業終了後の設備の放置や不法投棄を防ぐため適切な撤去・処分について計画すること。

④地域脱炭素化促進事業の例示

▶促進する区域の例示（太陽光発電の場合）

市町村が実行計画において「環境保全のための取組」を定めた上で、積極的に推進すべき区域の例

建物屋根

教育関連施設（大学等）	教育関連施設はエネルギーの大きな需要地であると共に、大きな屋根や敷地を有している場合が多いため。
大型商業施設	大きな需要地である大型商業施設への再エネ電気の供給が想定されるため。
商店街（アーケード）	アーケード上への太陽光発電の設置や、商店街単位でのエネルギー自立が期待されるため。

地上設置

未利用地	2050ゼロカーボン達成の為に、屋根太陽光以外の未利用地にも積極的に再エネ設備を導入していく必要がある。
▶廃校	廃校舎の屋根やグラウンドなど大きな敷地を有し、有効利用できるため。
▶工場跡地	既に開発済みで未利用地であるため。
▶再生利用困難な荒廃農地	既に開発済みで未利用地であるため。
▶最終処分場跡地	既に開発済み事業地であるため。
▶ゴルフ場、スキー場跡地	既に開発済みかつ未利用地であるため。
産業団地	既に開発済みであることに加え、産業団地という大きな需要地の近くに再エネ設備があることは、エネルギーの有効利用の観点からも望ましいため。

その他

駐車場	カーポート型の太陽光発電が想定される。また、電気自動車普及に伴う利用も想定される。
ため池	障害物等が少なく、水温によりパネル温度上昇も抑えられ発電効率がよい。

④ 地域脱炭素化促進事業の例示

▶ 地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項の例示

市町村が促進区域内の事業において、実行計画上の「地域の経済及び社会の持続的発展に関する取組」に位置付け、積極的に推進していく事項の例

事項の例示	解説
地域・近隣住民との合意形成の努力	地域と調和した再生可能エネルギー事業とするためには、地域住民との合意形成が重要であり、説明会を開くなど地域住民とのコミュニケーションをとる場を設けることが望ましい。また、そこでの意見については、できる限り対応できるよう努力し、再生可能エネルギー事業が地域の懸念事項とならぬよう合意形成を行っていくことが望ましい。
災害時の非常用電源としての活用	災害時にその発電所の電気が使用できるような設備を備えていることが望ましい。また、地元区や自治体などの災害協定を結ぶなど、あらかじめ災害時の協力体制を構築しておくことが望ましい。
環境教育への活用	環境教育（再エネ教育）への活用が望まれる。例えば、再エネ設備の見学会を開き、子供たちが実際に再エネ設備を見ることによって、環境意識の向上などの効果が期待される。
売電収益の地域還元	その地域のエネルギー資源を活用していることから、それにより得た売電収益の一部をその地域へ還元し、地域の課題解決を含めた活動へと繋がることを望ましい。
地域づくりの取組参加	その地域のエネルギー資源を活用していることから、電気事業を超えた地域づくりにも積極的に関与する事業であることが望ましい。
再エネ電気の地域内経済循環	再エネ電気の価値を認識しながら、その地域で使われることが望ましい。その為にも、地域新電力等と協力し、地域の経済循環を推進するようなスキームとなることを望ましい。
地域産業への貢献	再エネ電気の価値を認識しながら、その地域で作られる製品・サービスのエネルギーとして使用されることが望ましい。今後、中小企業がサプライチェーンの中で求められる再エネ100%の要請に対し、電力供給の観点から積極的に協力されることが期待される。
事業における知識・技術の共有	地域のモデル事業となるため、事業実施に当たって得られた知見や技術については、今後の地域での取組のために積極的に共有されることが望ましい。
地元資本の事業者との連携	その地域と関係性を強く持った事業者が行う、地域主導型の再エネ事業となることを望ましい。また、地元資本外の企業による外部主導型の再エネ事業の場合でも、協力企業として地元企業が参画するなど、できる限り地域協働型の事業となることを望ましい。

スケジュール (案)

県のスケジュール	国（環境省）のスケジュール
<p>3月17日 (本日) ▶ 環境審議会</p> <p>3月下旬 4月上旬 ▶ 市町村への意見照会 ▶ パブリックコメント開始</p> <p>5月上旬 ▶ パブリックコメント終了・反映</p> <p>5月中旬 ~ 下旬 ▶ 環境審議会（答申）予定 ▶ ゼロカーボン戦略推進本部会議</p> <p>県基準（太陽光発電）の公表</p>	<p>3月中 ▶ 促進区域設定に関するマニュアル公表（予定）</p> <p>令和4年4月1日 法施行</p>
<p>・追って、太陽光発電以外の再エネ種についても検討を開始</p> <p>・市町村が積極的に促進区域に事業を誘導し、適切な再エネ事業を推進できるよう県は市町村を支援</p>	